

政務活動調査報告書

調査日	平成 30 年 8 月 1 日（水）
視察場所	大阪府堺市
調査項目	育児と介護のダブルケア相談窓口について
視察者名	野島さつき
市の概要	面積：149.82 km ² 人口：833,480 人 人口密度：5,563.20 人/km ² 世帯：378,380 世帯 経常収支比率：96.9% 実質公債費比率：5.5%

晩婚化や出産年齢の高齢化に加え、兄弟姉妹・親族の減少といった家族構成の変化などを背景に、子育てと介護を同時にしなければならない「ダブルケア」の問題が指摘されるようになってきました。内閣府が平成27年に発表したデータでは、ダブルケアに直面する人は全国で約25万3千人と推計されています。ソニー生命の調査では、ダブルケアをしている人にとって、もっとも必要な支援は、1位が、「ダブルケア世帯に配慮した介護施設入所基準」2位が「介護も育児も合わせて相談できる行政窓口」3位が「ダブルケア世帯に配慮した保育施設入所基準」、次いで「ダブルケア経験者が地域で直接相談に乗ってくれる」「ダブルケア当事者がつながる場を地域でつくる」などがあがりました。

堺市では、内閣府の調査で初めて実態が浮かび上がったことを受け、平成28年10月に、全国で初めて市内7区のそれぞれの基幹型包括支援センターに「ダブルケア相談窓口」を設置しました。その先進的な取り組みを学んできました。



<背景>

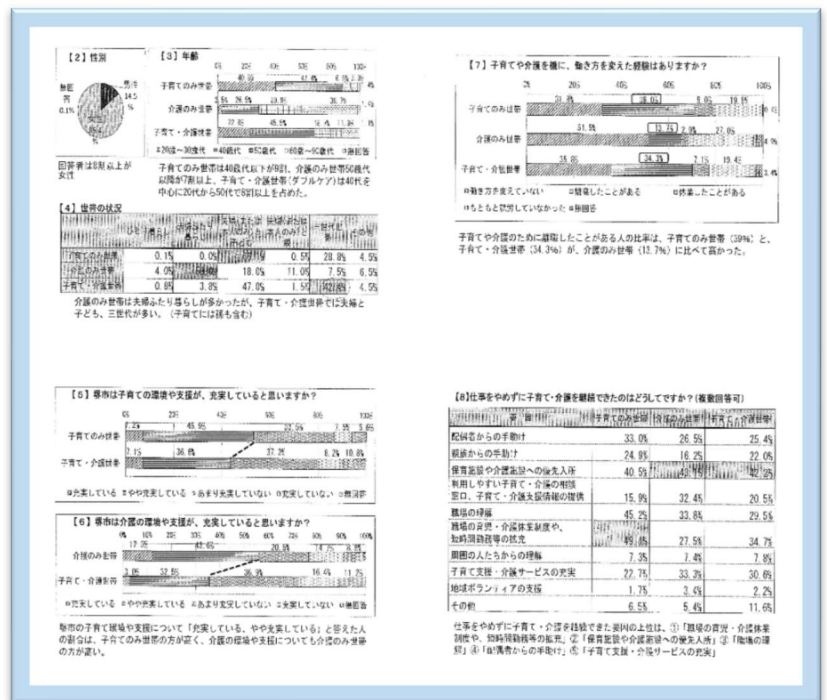
堺市の基本姿勢である「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦」を掲げ、市長の肝いりで子育て支援に取り組んできた。内閣府が全国で25万3000人がダブルケアに直面すると推計したことを受け、全人口との比率から堺市では1,600人あまりが同じ状態になっていると想定。平成28年6月、政府が掲げた「介護離職ゼロ」を機に、育児、介護、障がい者ケアなどに同時に直面する“ダブルケア”への支援策を強化しようと、取り組みをスタートした。

＜実態把握＞

子育てや介護で仕事をやめることなく働き続けることができる社会の実現を目指して、市ができることは何か。まず行ったのは、ダブルケアの実態把握であった。関西大学と共同で平成28年7～8月にかけて「堺市介護離職に関する調査」を実施し、企業の支援策や子育て・介護離職の現状を整理した。

調査対象を、18歳以下の子どもや“孫”をもつ保護者と、要介護認定の申請者にした。「子育てのみ世帯」「介護のみ世帯」「子育て・介護（ダブルケア）世帯」に区分して実態を分析。結果から見てきたのは、「ダブルケア世帯」のほうが「子育てのみ世帯」「介護のみ世帯」より、制度や支援策の満足度が低いことであった。

仕事をやめずに子育てや介護を継続できた理由については、「職場の制度」や「職場の理解」を上げる人の割合が高く、次いで「保育施設や介護施設への優先入所」「子育て支援・介護支援サービスの充実」など、制度やサービスの強化が必要なことも明らかになった。



＜施策＞

ダブルケア相談窓口の設置

平成28年10月 市内7区の基幹型包括支援センターに一斉に設置

- ① 窓口機能の強化のための関係機関への協力の要請と連携体制の構築
 - ・子ども青少年局（地域子育て支援センター業務、一時預かり事業など）
 - ・教育委員会（各区教育・健全育成相談事業、放課後児童対策など）
 - ・大阪労働局（育児休業制度・介護休業制度、ハローワーク事業）
- ② 個別ケースへの対応力強化のための検討会（立命館大学の協力による）
 - ・多様なダブルケアへの対応を想定
 - ・相談者の背景へのアプローチを重視
- ③ ダブルケア窓口の表示



子育て介護負担の軽減、介護離職防止に向けた施策の推進

- ① 短期入所事業（平成29年度から拡充）

ダブルケアの方が体調不良等で一時的に介護ができなくなった場合などに、要介護者を一時的に特別養護老人ホーム等へ入所

入所施設：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム

入所期間：原則として年30日以内（ダブルケア以外の方の要件は年間7日間以内）

② 特別養護入所基準の見直し（平成29年度）

ダブルケアの方など育児、就労で介護が困難な世帯について、堺市内の特別養護老人ホーム等に入所する際の入所基準を緩和

③ 認定子ども園、保育所入所基準項目の見直し（平成29年度）

認可保育所等の入所申し込みの加点項目を見直し、要介護1以上の親族の介護をしている場合は、2点を加点（上限10点）

④ 介護離職防止のための地域モデルを踏まえた支援手法の整備

「家族介護支援の取り組み」摸擬企画会議（平成30年1月10日）

<今後の展開>

- ・7区に1か所ずつある基幹型包括支援センターのほか、身近な小学校区に計21か所ある地域包括支援センターの相談窓口の認知度を高める
- ・本庁部門と現場の距離を縮めるため、基幹型を運営している社会福祉協議会との連携を強化し、相談内容の実態把握に力を入れる
- ・専門職員のスキルアップ

<所感>・・・野島さつき

政令市である堺市は、介護に関する相談を7つの行政区役所にある「基幹型包括支援センター」と「地域包括支援センター」（計21か所）で対応しています。一方、子育ての相談は7つの区役所の子育て支援課が受け付けてきました。地域包括支援センターでは、介護保険や介護予防事業、介護予防サービスに関する相談のほか、成年後見制度の活用や虐待防止、消費者被害の防止を含む権利擁護などに対応。保健師や看護師、主任ケアマネージャーが相談に応じてきました。子育て支援課では、保育所への入所や児童手当の手続きのほか、虐待防止、DVなどの女性相談、ひとり親家庭の相談などに対応。保育士、保健師、子育て支援コーディネーターらが相談を受けてきました。

介護と子育ての両方を担う人が少なくないと見た市は、7つの基幹型包括支援センターに「ダブルケア相談窓口」を開設し、複数の分野に関わる問題を抱えた人が、適切な相談を受けられる体制を整えました。開設した平成28年度は、半年で120件、平成29年度は212件の相談が寄せられました。「児童虐待の相談をしていた人が、介護の問題も抱えていた」「DVの相談に来ていた人が、子育ての悩みを持っていた」などのケースがあったそうです。担当者は、「ダブルケアラーがいずれか一方の問題でしか相談を受けていないケースがあり、詳しく聞く中で、もう一方の問題を“見える化”させることができる」と話していました。

ダブルケア状態になってしまったときに、相談先がわからない人が多くいます。介護サービス、育児サービスがあっても、それをどのように利用すれば負担軽減になるのか判らない人がいます。堺市のように、身近な地域に気軽に相談できる場所があることの重要性を強く

感じます。ダブルケアの現場では、女性の負担が大きいのが現状です。育児・介護・仕事の両立に悩み、仕事を辞めるケースもあります。「職場の制度や支援の拡充」、「職場の理解」といった企業側で取り組むべき課題も多くありますが、介護施設や保育所の入所基準にダブルケア加点することも、負担軽減になり離職防止にもつながります。企業側からの支援と行政の施策の両方が相まって、子育て・介護を担う世帯を支えていくことが重要な点であると思います。

ダブルケアへの対策は、まだ始まったばかりですが、出産年齢が上昇している本市においても、今後必要な施策となると考えます。まずは、実態調査を行い現状を把握した上で、制度の狭間で困難を抱えている人に寄り添い支える対策を講じていくことを要望いたします。

以上